

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可の取消し、行為中止命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 8 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 8 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者に対して、法第 7 条第 1 項 (急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可) に基づく許可を取り消し、若しくは当該許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 法第 7 条第 1 項の規定に違反した者</p> <p>(2) 法第 7 条第 1 項の許可に附した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により法第 7 条第 1 項の許可を受けた者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 82 第 2 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	急傾斜地崩壊防止工事の施行命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 10 条第 1 項・第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 10 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 町長は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定前に行われた行為又はその指定の際すでに着手している行為であって、その行為が当該指定後に行われたとしたならば制限行為に該当する行為となるべきものを含む。）が行われ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事がなされていないか又はきわめて不完全であることのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合においては、その著しいおそれを除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至った事情等からみて相当であると認められる限度において、当該制限行為の行われた土地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限をつけて、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができる。</p> <p>(2) (1)の場合において、制限行為の行われた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によって(1)の急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に(1)の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該制限行為が行われた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、町長は、その行為をした者に対して、当該工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 82 第 4 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日